

JASRAC 審決取消訴訟（平成 24 年（行ケ）第 8 号 審決取消等請求事件）判決の概要

担当：弁護士 安保洋子 / OKI 法務室 山中香美

1. 当事者

原告：株式会社イーライセンス（以下「イーライセンス」）

設立：2000 年 9 月
資本金：401,500,000 円
事業内容：以下のとおり。
・著作権管理業務
コンポーザーや音楽出版社など著作権者からの委託を受け、使用の許諾、使用料の徴収・分配業務
・デジタルコンテンツディストリビューション業務
音楽を中心としたデジタルコンテンツを国内外の配信事業者へ販売するアグリゲーション業務
・キャスティング・コンサルティング業務
一般企業や広告代理店など、利用者からのニーズに答えた各種キャスティング業務、またあらゆる状況に応じた著作権コンサル業務、教育・研修業務

被告：公正取引委員会

参加人：一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」）

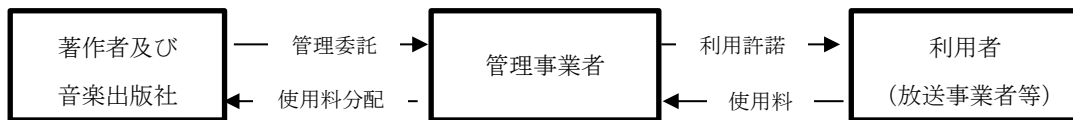
設立：1939 年 11 月 18 日
正味財産：607,704,007 円（2014 年 3 月末日現在）
事業内容：主な事業内容は以下のとおり。
・音楽の著作物の著作権に関する管理事業
・音楽の著作物に関する外国著作権管理団体等との連絡及び著作権の相互保護
・特別の委託があったときは、音楽の著作物以外（小説、脚本を除く。）の著作物の著作権に関する管理事業
・私的録音録画補償金に関する事業 etc

2. 音楽著作権に係る著作権等管理事業（以下「管理事業」）

(1) 概要

管理事業とは、我が国において、音楽著作権を有する著作権者及び著作権者より音楽著作権の譲渡を受けた音楽出版社から音楽著作権の管理の委託を受け、音楽著作物の利用に対し、著作権を管理する音楽著作物（以下「管理楽曲」）の利用を許諾し、そ

の利用に伴い当該利用者から使用料を徴収し、管理手数料を控除して著作権者及び音楽出版社に分配する事業。



(平成 21 年 2 月 27 日「JASRAC に対する排除措置命令について」より抜粋)

なお、使用料の徴収方法は、以下のように分類される（詳細は、「考察・ディスカッション」資料を参照）。

- ・ 包括徴収方式
- ・ 個別徴収方式
- ・ 割合的使用料減額方式
- ・ 番組毎の定額使用料方式

(2) 著作権等管理事業法

- ・ 規制緩和の一環として、著作権等管理事業は、文化庁長官による許可制から届出制へ。

(3) JASRAC の管理事業

JASRAC の設立経緯

- ・ プラーク旋風と JASRAC
- ・ 唯一の著作権等管理事業団体としての JASRAC

管理委託範囲について

- ・ 著作権等管理事業法の施行に先立ち、JASRAC は著作権信託契約約款を変更し、委託者による全支分権の JASRAC への信託譲渡から、管理委託範囲の選択制の導入へ。
- ・ 上記の結果、委託者は支分権または利用形態ごとに、各音楽著作権管理事業者へ委託することが可能となった。

放送使用料の徴収について

- ・ JASRAC は、放送使用料の算定方法については、包括徴収と個別徴収を用意。
- ・ ほとんど全ての放送事業者は、参加人との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収する利用許諾契約を締結（以下「本件行為」）。
- ・ JASRAC は、管理事業に関して、利用実績を正確に反映させた放送等使用料の分配を行うことを目的として、J-BASS というシステムを構築し平成 15 年 10 月から利用を開始。

3. 経緯

平成 13 年 10 月 1 日	著作権等管理事業法が施行される。 ⇒イーライセンス社のほか三社が、同法に基づいて文化庁長官の登録を受け、管理事業を開始。
平成 17 年 7 月～ 平成 18 年 9 月末日	イーライセンス、平成 18 年 4 月井から放送等利用に係る管理事業を営むことができるよう、NHK と民放連に対し協議の開始を申し入れるなど、放送等利用に係る管理事業開始に向けた準備を行う。
平成 18 年 9 月末	エイベックス・グループ、イーライセンスへ放送等利用に係る音楽著作権の管理を委託。
平成 18 年 10 月 1 日	イーライセンス、放送等利用に係る管理事業の開始。
平成 18 年 10 月 1 日 ～平成 18 年 12 月 31 日	イーライセンスとエイベックス・グループ、NHK を除く放送事業者に対し、エイベックス楽曲の放送等費用料を無料とする旨を決定。
平成 18 年 12 月末	エイベックス・グループ、イーライセンスとの間で、放送等利用に係る音楽著作権の管理委託契約を解約。
平成 21 年 2 月 27 日	JASRAC に対する排除措置命令（以下「本件排除措置命令」）
平成 24 年 6 月 12 日	本件排除措置命令にかかる審決取消（以下「本件審決」）
平成 24 年 7 月 10 日	イーライセンス、 <u>審決取消等請求訴訟（以下「本件訴訟」）を提訴</u>
平成 25 年 11 月 1 日	<u>本件訴訟 判決</u>
平成 25 年 11 月 13 日	JASRAC による上告

4. 事案の概要

本件訴訟は、イーライセンスが、公正取引委員会が、本件排除措置命令について行った本件審決につき、これを不服としてその取消および排除命令の主文の執行を求める訴えを提起し、本件審決の取消が認められた事案である。

5. 争点

本件訴訟の争点は、以下のとおりである。

争点1. 原告適格の有無

争点2. 事実認定

争点3. 排除型私的独占該当性についての判断

争点4. 手続き的瑕疵

裁判所は、争点1. について原告適格を認めたあと、「実質的証拠法則」を用いて、争点2. の多くの部分について本件審決には誤りがあるとし、それを前提に、争点3. において、本件審決とは異なり、JASRACの本件行為には排除効果があるとした。なお、争点4.については、判断するまでもなく本件審決を取り消す、とした。

6. 裁判所の判断

争点1：原告適格の有無

(1) 行政事件訴訟法9条1項¹に定める「法律上の利益を有する者」とは

- ・処分又は裁決（以下「処分等」）により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのあるものをいう。
- ・当該処分等を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分等によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分等の取消訴訟における厳格適格を有する。
- ・「法律上保護された利益」の有無を判断するに当たっては、・・・①当該法令の趣旨及び目的、並びに②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮すべきである。この場合において、①を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、上記②を考慮するに当たっては、当該処分等がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案すべき。

(2) 本件訴訟における「法律上保護された利益」

排除措置命令等に「関する」規定

1条（目的）

7条（排除措置命令）

49条6項と66条（不服のある場合の審判請求・審決）

¹ 行政事件訴訟法9条1項：処分の取消の訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しに

排除措置命令等に「関連する」規定

- 45 条（何人も公取委に申告できる）
- 70 条の 3（審判手続きへの第三者の参加）
- 70 条の 15（審判事件記録閲覧謄写）
- 25 条と 26 条（無過失損害賠償）
- 84 条（25 条訴訟の場合の求意見）

ア 排除措置命令等に関連して設けられた諸規定の趣旨、目的等について

- ・ 排除措置命令等に関連する上記諸規定²においては、適当な阻止を請求することができる者の範囲に限定はなく、審判手続きに第三者を参加させるか否かは、公正取引委員会が職権でなし得るものであり、・・・これらの規定が置かれていることが直ちに、排除措置命令等の根拠となる規定が、利害関係人等に該当する全ての者に対して、その利益を個々人の個別的利益として保護している趣旨を含んでいると解することができない。
- ・ しかし、事業者により私的独占又は不当な取引制限等の行為がされたにもかかわらず、排除措置命令を取り消す審決がされた場合等を想定すると、同取消審決等は、・・・、少なくとも、一定の範囲の競業者等に対する関係では、公正かつ自由な競争の下で事業活動を行うことを阻害し、当該取引分野における事業活動から排除するなど、必然的に個別的利益としての業務上の利益を害し、また害するおそれを生じせしめることになる。
- ・ (排除措置命令等に関連して設けられた諸規定は)「一定の範囲の競業者等が上記のような業務上の利益を害された場合に、・・・損害の填補を適切、迅速かつ容易に受けられるようにすることも、その趣旨及び目的としている」。

イ 排除措置命令等に関する規定の趣旨

- ・ 独占禁止法の排除措置命令等に関する規定は、第一次的には公共の利益の実現を目的としたものであるが、競業者が違反行為により直接的に業務上の被害を受けるおそれがあり、しかもその被害が著しいものである場合には、公正取引委員会が当該違反行為に対し排除措置命令又は排除措置を認める審決を発することにより公正かつ自由な競争の下で事業活動を行うことのできる当該競業者の利益を、個々の競業の個別的利益としても保護する趣旨を含む規定であると解することができる。従って、排除措置命令を取り消す旨の審決が出されたことにより、著しい業務上の被害を直接的に受けるおそれがあると認められる競業者については、審決の取消を求める原告適格を有するものと認められる。

(3) イーライセンスの、本件審決取消訴訟についての原告適格の有無

よって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。) に限り、提起することができる。

² 独禁法 25 条、26 条、45 条、70 条の 3、70 条の 15、84 条

- ・ JASRAC が独占禁止法違反の行為を行った場合には、音楽著作物の放送等利用に係る管理事業において JASRAC の唯一の競業者であるイーライセンスは、その行為により、直接、公正かつ自由な競争の下での事業活動を阻害されることとなり、その業務上の損害は著しいものと認められる。
- ・ 独占禁止法中の排除措置命令等の根拠となる規定（同法 7 条、49 条 6 項、66 条）の趣旨を解釈するに当たり、同法中の他の関連規定（同法 25 条、26 条、70 条の 15、84 条）の趣旨を参酌し、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案して、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質も考慮すると、平成 18 年 10 月 1 日に上記管理事業を開始し、JASRAC の唯一の競業者であるイーライセンスは、本件排除措置命令及び本件排除措置命令を取り消した本件審決の名宛人ではないものの、本件訴訟についての原告適格があると認めるのが相当³。

³ 公正取引委員会の関係で、今までの審決の取消訴訟において、審決の名宛人以外の者に原告適格が認められたのは初めて。

争点2：事実認定

本判決は、「本件行為が、他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有する」という点に係る要件を充足しないことを理由に、本件行為が排除型私的独占に該当しないとした本件審決の判断の当否につき、実質的証拠法則を用いて、以下のように判断した。

実質的証拠法則とは

a.根拠条文

独占禁止法第80条第1項： 第七十七条第一項に規定する訴（＝審決取消請求訴訟）については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

独占禁止法第80条第2項： 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

b.和光堂最高裁判決（最一判昭和50・7・10）

「裁判所は、審決の認定事実については、独自と立場で新たに認定をやり直すのではなく、審判で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかどうかの点のみを審査する」

c.関連条文（新証拠提出制限）

独占禁止法第81条第1項： 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

- 一. 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかった場合
- 二. 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて重大な過失がなかった場合

※平成25年改正において、実質的証拠法則および新証拠提出制限は廃止された。

(1)「恋愛写真」の利用実績に関する認定の当否

ア エイベックス楽曲の放送等使用料の無料化措置の放送次号者への伝達時期

《本件審決の判断》

無料化措置が放送事業者に伝わったのは、平成18年10月18日以降

《本判決の判断》

- ・放送等使用料の無料化措置が決まった平成18年10月16日ごろから、エイベックス・グループのプロモーターが少なくとも放送事業者の一部に対し無料化措置を口頭で説明した事実を合理的に認定することができる。
- ・少なくとも放送事業者の一部に関しては、本件審決が、平成18年10月19日以降に初めて無料化措置を知ったと認定した点は、実質的証拠に基づかないものであり、誤りがある。

イ 「恋愛写真」の利用回数の変化の推移とその原因

《本件審決の判断》

「恋愛写真」が無料化措置の通知の前後を問わず、広く放送事業者に利用されていた。

《本判決の判断》

「恋愛写真」が原告管理楽曲であることを知ったうえで、無料化措置を知る前にこれが利用された回数は必ずしも明確でない。そうすると、本件審決の認定は、放送事業者が無料化措置を知った前後において、その利用状況に且つ別の差異があるとは積極的に認めることはできないとする限りにおいて、あながち不合理な認定であるとまではいえない。

ウ 「恋愛写真」の利用実績の算定方法

《本件審決の判断》

「放送等使用料が無料になることを知って利用したもの」、「追加負担が生じることを知らずに利用したもの」及び「追加負担が生じても、ランキング入りした場合や大塚愛自身の番組であるなどの理由で利用せざるを得なかったもの」も利用実績に参入したうえで、放送等使用料の無料化措置の通知の前後における「恋愛写真」の利用状況の変化を比較し、その結果から利用回避の事実があったか否かを推認。

《本判決の判断》

利用回避の有無を判断するために前提とすべき利用実績は、実際に利用された回数の全体を基礎とするのではなく、追加負担が発生することを認識したうえでの利用回数（追加負担があっても使わざるを得ない場合を除く）を基礎とすべきである点は、イーライセンスの主張どおりだが、そのような場合を個別に抽出することの困難性を鑑み、本件審決の採った算定方法が、一概に不合理であると断定できない。

(2) 利用回避に関する認定の当否

ア 放送事業者の社内通知文書の作成配布等について

《本件審決の判断》

①放送事業者の多数の社内通知文書について、原告管理楽曲の利用を差し控えさせる効果があったとは認められず、また②放送事業者が、イーライセンス管理楽曲の利用について慎重な態度を採ったことが認められるとしつつも、利用を回避したと認めることはできない。

《本判決の判断》

・原告管理楽曲の利用を控えるようにとの趣旨を明記した社内通知文書を配付するなどの方法により、原告管理楽曲の利用を回避する働きかけがされていたと認められ、その他の放送事業者の中にも、同様の働きかけ等がされていたところがあると認められる。

・社内通知文書を配付するなどしたことにより、原告管理楽曲の利用が控えられたと認めるのが合理的である。

イ 民放連事務局長による、原告管理楽曲を利用しないとの発言⁴の趣旨

《本件審決の判断》

民放連事務局長による発言は、イーライセンスによる放送等使用料に関する説明が大きく変化したことに困惑してされたものと認められるとして、イーライセンス管理楽曲の利用回避はなかった。

《本判決の判断》

民放連事務局長による発言は、個人的な意見を述べたものと認めるのが合理的であり、民放連事務局長による発言をもって、民放連又は民間放送事業者のイーライセンス管理楽曲の利用回避の意思の表れと評価することはできないとした本件審決の認定は、実質的な証拠に基づくものである。

(3) イーライセンスの準備不足が原因であるとの認定の当否

《本件審決の判断》

イーライセンスの放送等利用に係る管理事業への参入が進まないのは、イーライセンスの準備不足による放送事業者の困惑と混乱が原因である。

《本判決の判断》

・放送事業者がイーライセンス楽曲の利用を回避し、又は回避しようとした理由は、イーライセンス管理楽曲を利用した場合には、JASRAC に支払う放送等使用料に追加して、イーライセンスへの放送等使用料を支払わざるを得ないことがあったこと、放送等使用料が追加負担となる理由としては、放送事業者が JASRAC に支払う放送等使用料が放送等利用割合を反映していないことにあった。
・本件審決の認定は、実質的な証拠に基づくものとはいえない。

(4) エイベックス・グループがイーライセンスと管理委託契約を解約した理由

《本件審決の判断》

エイベックス・グループが正確な情報に基づいてイーライセンスとの委託契約を解約したとはいえず、また、JASRAC の本件行為にイーライセンスへの管理委託契約を解約させるような効果があったとまではいえない。

《本判決の判断》

・エイベックス・グループは、放送事業者は、イーライセンス管理楽曲の利用により放送等使用料を負担追加することになり、そのことにより、放送事業者が、イー

⁴ 「放送において、音楽に支払うパイは一定です。そのため、民放連としては、イーライセンスへの放送使用料が、現状の JASRAC へお支払している使用料に add-on する形なら、むしろイーライセンスの曲を使いません」

ライセンス管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとしたと理解し、平成 19 年 1 月以降も、再びイーライセンス管理楽曲の利用の回避が継続するであろうと予測して、イーライセンスとの放送等利用に係る管理委託契約を解約した。

・JASRAC の本件行為は、放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとした原因の一つであり、したがって、エイベックス・グループにイーライセンスとの管理委託契約を解約させた原因の一つであった。

・本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものではない。

(5) イーライセンス管理楽曲数の増加と利用回避解消との関係について

《本件審決の判断》

・イーライセンスは、放送事業者と利用許諾契約を締結することにより、相応の放送等使用料の徴収が可能であり、放送等使用料の収入が低い金額にとどまっている理由は、イーライセンスが放送事業者との間で利用許諾契約を締結していないことにある。

・イーライセンスが、放送等利用に係る管理業務を営むことが困難な状態になっていたということには疑問が残る。

《本判決の判断》

・イーライセンスは、エイベックス・グループから管理委託契約が解約された後も、管理楽曲数を増加させているが、実際に放送事業者からの徴収した放送等使用料は、極めて僅かな額である。

・NHK はイーライセンスと放送等利用に関する合意書を締結しているが、イーライセンス管理楽曲を利用したのは、平成 21 年末までで、平成 18 年に「恋愛写真」を 4 回、平成 20 年に 4 曲（うち 1 曲の利用回数は 1 回であるが、他の 3 曲についての利用回数は不明）、平成 21 年に 3 曲（利用回数は各 1 回）だけ。

・イーライセンスが管理を委託されている楽曲は、人気のある楽曲も含まれているが、放送での利用がさほど見込まれていないインディーズ系の楽曲が中心となっている。

・上記の事実に照らすならば、本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない。

争点3：排除型私的独占該当性についての判断

JASRAC の本件行為が排除効果を有するか否かは、「放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における市場の構造、同市場における参加人及び原告の地位、音楽著作物の特性、著作権者から音楽著作権の管理の委託を受けることを競う管理委託分野等との関連性等の諸事情を、総合的に考慮して判断すべきである」として、諸事情につき、以下のように検討し、判断した。

「排除効果」に関する一般論

a. NTT 東日本 FTH サービス事件（重判平 23 経済一）

「排除行為に該当するか否かは、自ら市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する者であり、競業者が市場に参入することを著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。」

《本件審決の判断》

本件行為は、放送事業者が JASRAC 以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有し、競争者の新規参入について消極的な要因となることは認められ、JASRAC が管理事業法の施行後も本件行為を継続したことにより、新規参入業者が現れなかったことが疑われるものの、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは、なお困難。

《本判決の判断》

・JASRAC は、ほとんど全ての放送事業者との間で、放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結しており、これら契約における包括徴収は、JASRAC の管理楽曲の利用割合によって変動することはなく、一定額に定まっている。このような利用許諾契約を締結した結果、JASRAC 以外の管理事業者の管理楽曲を利用する場合には、当該管理事業者との利用許諾契約に従って別途放送等使用料の支払を余儀なくされる。

・放送事業者としては、経費削減の観点から、JASRAC 以外の管理事業者を利用した場合に生じる放送等使用料の支払いを控えようとすることは、ごく自然な経営行動。特に、厳しい経営環境に置かれている中小規模の放送事業者にとっては、より経費削減の要請が強い。また、平成 18 年 10 月当時は、民放連と JASRAC との間において、民放連平成 18 年協定で合意されたとおり、放送等使用料額につき、従来適用されていた調整係数を撤廃し、JASRAC に支払う放送等使用料の額を増額することが協議されていた状況においては、より一層、経費の追加負担を回避する要請が高まっていたことがうかがえる。

・JASRAC は、平成 13 年 10 月 1 日の管理事業法施行の前後を通じて、ほぼ唯一の管理事業者であり、大部分の音楽著作権について放送等利用に係る管理を行っているため、放送事業者としては、楽曲を放送等利用するためには、JASRAC と利用

許諾契約を締結しないという選択肢はあり得ない状況。個別徴収の方法を定めているが、個別徴収によると、1曲1回の利用ごとに参加人から利用許諾を受けなければならないこと、包括徴収に比べ1曲1回の利用に対する放送等使用料の額が高額となることから、個別徴収方式は、放送事業者にとって、現実的な選択肢と評価できない。

・イーライセンスは、新規参入した放送等使用料を徴収している唯一の管理事業者であり、JASRAC と比べ、放送等利用に係る管理を委託された音楽著作権の数は極めて少ない。

・ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収している参加人の行為は、放送等使用料の追加負担を避けるために、他の管理事業者の管理楽曲利用を回避する対応を採らせる蓋然性が高く、他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制する効果を有している。

・放送事業者は、特殊例外的な場合についてはさておき、通常の番組で放送される楽曲の選択においては、放送等使用料の追加負担を抑制するため、参加人以外の管理事業者の管理楽曲の利用を回避するといえる。

・(①放送事業者が、イーライセンス管理楽曲の利用を回避した、または回避しようとしたこと、②放送事業者は、経費の追加負担を極めて重大な事象と受けとめ、経費の追加負担を抑制しようとしていたこと、③放送事業者が上記のような対応を採ったのは、JASRAC への放送等使用料の支払いが追加負担となることが大きな要因であったこと、④エイバックス・グループによる、イーライセンスとの管理委託契約の解約は、放送事業者にとってイーライセンスへの放送等使用料の支払いが追加負担となるため、イーライセンス管理楽曲の利用を回避した、又は回避しようとしたことが大きな要因、という事実を総合すれば)「JASRAC の本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、イーライセンスの事業活動の継続や新規参入を著しく困難にしたと認められ、本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有する行為であると認められる。・・・したがって、・・・本件審決の認定は実質的証拠に基づかないものであり、その判断にも誤りがある。」

以 上

～参考文献～

- (1) 白石忠志「JASRAC 審決取消訴訟 東京高裁判決の検討」NBL1015 号 15 頁
- (2) 上杉秋則「判決評釈 JASRAC 事件審決取消訴訟」NBL1017 号 36 頁
- (3) 岸井大太郎「独禁法判例研究会(34) JASRAC 私的独占事件東京高裁判決」NBL1031 号 71 頁
- (4) 土田和博「審決取消訴訟の原告適格と実質的証拠法則—JASRAC 私的独占事件」ジュリスト 1470 号 79 頁
- (5) 松下満雄「私的独占の1類型としての「他の事業者の事業活動の排除」」論究ジュリスト 11 号 182 頁
- (6) 植村幸也「音楽著作権使用料の包括徴収の排除効果が認められた事例」ジュリスト 1463 号 4 頁
- (7) 古城誠「JASRAC 排除型私的独占事件第1審判決」論究ジュリスト 9 号 88 頁
- (8) 平林英勝「私的独占の排除の効果があるとし、排除措置命令を取り消す審決を取り消した判決」ジュリスト 1466 号 252 頁